

基準財政収入額(ゴルフ場利用税交付金)の区別算定方法について

- 基準財政収入額のうちゴルフ場利用税交付金は、各区の前三年度における交付金の額の平均を算定の基礎として、区別に算定
- 新設ゴルフ場に係る交付金の額に関する取扱いを追加し、令和3年度以降の区別算定を実施 * 令和3年8月に財調規則改正予定

■ ゴルフ場利用税交付金の区別算定

<p>算定方法 (新設ゴルフ場を除く) * 変更なし</p>	<p>【算式】</p> $\frac{A+B+C}{3} \times D \times 0.85$ <p>【算式の符号】</p> <p>A 前年度に交付されたゴルフ場利用税交付金の額[※] B 前前年度に交付されたゴルフ場利用税交付金の額[※] C 前前前年度に交付されたゴルフ場利用税交付金の額[※] D 規則別表第四に掲げるゴルフ場利用税交付金に係る率 ※ 前年度末までに廃止されたゴルフ場に係る交付金の額を除く。</p>		
<p>新設ゴルフ場に係る算定 (令和3年度以降) * 右欄は令和2年度に新設されたゴルフ場の場合</p>	<p>令和3年度</p> <p>【算式】</p> $\frac{(A \times 3) + B(0) + C(0)}{3} \times D \times 0.85$ <p>A: R2交付額 B: R1交付額(実績なし) C: H30交付額(実績なし)</p>	<p>令和4年度</p> <p>【算式】</p> $\frac{(A \times 3/2) + (B \times 3/2) + C(0)}{3} \times D \times 0.85$ <p>A: R3交付額 B: R2交付額 C: R1交付額(実績なし)</p>	<p>令和5年度以降</p> <p>同上</p>